

事務事業名 学校保健管理事業

出力日：令和04年03月15日

キーコード：564

施策：	18	学校教育の充実	財務コード	01090103-08-00
基本事業：	05	健やかな体の育成	担当部	教育部
基本事業の成果指標	運動意欲の向上がみられる児童の割合 運動意欲の向上がみられる生徒の割合 健康に関する基本的な生活習慣が身につけている児童の割合 健康に関する基本的な生活習慣が身につけている生徒の割合		担当課	学校教育課
			担当係	学校教育担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
就学前幼児、山家幼稚園児、児童生徒、教職員			<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時健康診断(内科・歯科・視力・教育相談)10～11月頃</li> <li>・児童生徒及び山家幼稚園児の定期健康診断(内科・眼科・結核・心臓検査・尿検査・歯科・耳鼻咽喉科)4～6月頃</li> <li>・教職員定期健康診断(結核・胃の疾病・血液検査・心電図検査・血圧・視力・聴力・尿等)7～8月頃、カミーリヤ等で6日間程度実施</li> <li>・養護教諭研修(定例会を含む)月1回、市役所会議室等で開催</li> <li>・学校の環境衛生(化学物質測定、廃液処理)年1回</li> <li>・学校の環境衛生(学校消毒)年2回</li> <li>・産業医の配置(教職員50人以上の学校)5名(二日市小、二日市東小、筑紫小、原田小、二日市中)</li> <li>・学校医の配置(筑紫医師会より推薦された医師を配置)(各学校、内科医1～3名、眼科・耳鼻科・歯科・薬剤師各1名)</li> <li>・災害共済等保険事務(随時)</li> </ul>						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒及び教職員の健康の保持増進されています。</li> </ul>						
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	01年度実績	02年度実績	03年度当初	04年度要求	05年度計画	06年度計画	目標
健康診断等受診率（園児・児童・生徒）		%	99.84	99.77	100	100			100
健康診断等受診率（教職員）		%	94.32	83.61	100	100			100
5. コスト									
事業費		計	千円	51,353	51,333	53,168	51,845		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
		一般	千円	51,353	51,333	53,168	51,845		
正職員人工数		人工	1	1	1				
正職員人件費		千円	8,065	8,029	7,921				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	59,418	59,362	61,089	51,845			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		児童生徒の健康を保持増進するため、学校医を配置し、各種健康診断等を実施した。また、健診で精密検査等が必要なものに対し、二次検診を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延により、健診等の実施時期や方法を工夫・変更して実施した。 また、教職員については、労働安全衛生法に基づき、50人以上が勤務する学校に産業医を配置し、健康相談等を実施した。教職員健康診断は、平成29年度より個別検診方式から集団検診方式に変更し、学校毎に時間帯を決め、教職員負担軽減を図った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から、三密にならないよう日程調整をし、換気、アルコール消毒、体温測定等対策を行って実施した。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし						
成果向上余地	大きい								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）					改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
学校保健安全法（第6条第1項）の規定により、児童・生徒及び教職員の健康安全を保持増進するために、学校において保健管理（健康診断等）及び保健教育を実施する。 児童・生徒及び教職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関して計画的実施が要請される。					備考・特記事項 or 進行管理欄				